

岐阜県公報

第二千七百三十六号
平成二十八年四月一日

(金曜日)

目次

告 示

県道の路線廃止
道路の区域変更
道路の供用開始
都市計画の変更

(道路維持課)二二五
(同)二二五
(同)二二七
(都市政策課)二二七

告 示

岐阜県告示第二百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

409	整理番号	路線名		起	終	重要地な	備考
姫毛呂窪線		同市同町	同市同町	恵那市笠置町毛呂窪	同市同町	同市同町	
				終	起	重要地な	備考
				点	点	重要地な	備考
				終	起	重要地な	備考
				点	点	重要地な	備考

岐阜県告示第二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年四月一日

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
一般国道		三百三十三号		揖斐郡揖斐川町三輪字上新町九一八番三地先から同郡同町同字下九一八番二地先まで		同郡同町同字下九一八番二地先		二〇・七 二〇・七		五・四 五・四		一般国道四百七十七号と重なる

岐阜県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
		関ヶ原停車場から						三・八 三・八		九・二 九・二		BA及びBは、

関係図面に示す敷地面積を区別する。

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道		関ヶ原停車場線		不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字宝有地五九八番一地区先まで		同郡同町同字下九一八番二地先		八・五 一六・五		九・六 五		関係図面に示す敷地面積を区別する。

岐阜県告示第二百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考
県道		太田屋線		美濃加茂市新池町一丁目七六番一地区先から同郡同町同字下三六〇五番九地先まで		同郡同町同字下三六〇五番九地先		三・四 四・〇		二・三 〇・〇		BA及びBは、係る表示面をのり分ける。

美濃加茂市新池町二丁目 七六番一地从先から 同市太田町一六番 一地先まで	後B	一六〇〇 四・八	一、〇九七〇
---	----	-------------	--------

岐阜県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	関ヶ原線 停車場線	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字 福井八九四番九五地先から 同郡同町大字同 陣場野一〇八八番六地先まで	六四・三	平成 二六・四・一	平成 二〇・七・三

岐阜県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町企画調整課

岐阜県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社